

研究費の運営・管理に関する規程

2007年10月25日

2009年11月1日（改正）

2015年3月12日（改正）

2019年2月14日（改正）

2023年3月 9日（改正）

第一節 運営・管理責任体制

〔設置〕

第1条 白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究費（科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金等の公的資金による研究費、文部科学省大学改革推進等補助金などの公的資金による教育・研究活動支援事業費等。以下同じ。）の運営及び管理を正に行うために、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

（最高管理責任者）

第2条 最高管理責任者は、本学におけるすべての研究費等に係る不正を防止し、適性に運営及び管理するために、必要な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学におけるすべての研究費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、コンプライアンス推進責任者に必要な措置を指示し、連携を図りながら統括する。

- 2 統括管理責任者は、研究費等の管理・運営方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な方策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、大学・短大事務局事務部長とする。

（コンプライアンス推進責任者）

第4条 部局等における研究費等に係る不正を防止し、適性に運営及び管理するためにコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究費等を取り扱う部署の課長・室長をもって、これに充てる。
- 3 科学研究費補助金及び厚生労働科学研究費補助金及びこれに類する競争的資金は教学企画課の取り扱いとし、その他の研究費等は担当課室の取り扱いとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の役割を担うものとする。
 - 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- 2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第二節 適正な運営・管理のための環境整備

(執行ルールの運用と見直し)

第5条 研究費等の事務処理手続きに関するルールについては、別に定める。

また、ルールと運用実態との間に乖離が生じないように、たえず見直しを図る。

- 2 研究費等の経理処理については、法人事務局財務課がその任に当たる。

(検収担当部署の設置)

第6条 検収担当部署を設置し、物品購入時は検収を実施する。

(臨時職員等の雇用)

第7条 研究遂行のために臨時職員等を雇用する場合は、本学園と雇用契約を締結する。

法人事務局人事労務課がその任に当たる。

(研究遂行業務の委託)

第8条 研究遂行業務の委託を行う場合は、研究代表者は非委託者と委託契約を締結し

本学学長の承認を得なければならない。

(旅費)

第9条 旅費については、原則として本学旅費規程を準用する。

(相談窓口の設置)

第10条 研究費等の事務処理手続き及び研究費等の使用ルールに関する相談の窓口を設置する。相談窓口は教学企画課に設置し、関係部署と連携しながら、その任に当たる。

(意識啓発)

第11条 研究費等の適正な執行と不正防止に関し、関係者の意識向上を図っていく。

- 2 前項の目的を達成するため、少なくとも年2回、説明会を開催する。また、ルールを解説したパンフレットを作成し、ホームページ等に掲載し全教職員の周知に努める。
- 3 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に誓約書等の提出を求める。誓約書等は以下の内容を含むものとし、原則、自署によることとする。
 - 1) 本学の規則等を遵守すること
 - 2) 不正を行わないこと
 - 3) 規則等に違反して、不正を行った場合、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(調査及び懲戒)

第12条 不正に係る調査については、別に定める。

- 2 不正に係る懲戒については、学校法人白梅学園就業規則第31条を適用する。
- 3 懲戒委員会の審議に当たっては、必要に応じて弁護士、公認会計士等の意見を聴取し、公正かつ透明性の高い対応を図るよう配慮しなければならない。

(取引停止)

第13条 不正な取引に関与したと認定された場合、当該業者は取引停止処分とする。

第三節 不正防止計画の策定・実施と推進

(不正防止計画推進委員会)

第14条 研究費等に係る不正防止計画推進委員会を設置し、不正を発生させる要因の把握や不正防止計画の策定及び計画の推進に努める。

2 不正防止計画推進委員会については、別に定める。

3 最高管理責任者は、ホームページ等を利用して不正防止計画の推進に当たることを内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

第四節 情報伝達を確保する体制の確立

(通報窓口の設置)

第15条 不正使用等に関わる情報の通報窓口を、教学企画課に設置する。

2 最高管理責任者は、通報者の保護を図らなければならない。また、誹謗中傷等から非告発者を保護する方策を講じなければならない。

(情報の伝達)

第16条 不正使用等に関わる情報が教学企画課に通報された場合、教学企画課は直ちに最高管理責任者に伝達しなければならない。その他の教職員に通報された場合も同様とする。

(方針及び意思決定手続き等の外部公表)

第17条 最高管理責任者は、研究費等の不正使用防止等への取り組みに関する方針及び意思決定手続きを、外部に公表しなければならない。

第五節 モニタリング及び監査制度の確立

(モニタリング)

第18条 研究費等の適正な管理のため、モニタリングを実施する。

(監査委員会)

第19条 最高管理責任者の直轄組織として監査委員会を設置する。監査委員会は、研究費等に関し、あらゆる調査権限を有する。

2 監査委員会は、会計書類等に関する監査のほか、研究費に関する運営・管理体制の検証も行う。

3 監査委員会に関する規程は、別に定める。

(連携強化)

第20条 監査委員会は、法人監事及び監査法人との連携を図りながら、研究費等の適正な運営・管理に当たる。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は、2007年11月1日より施行する。

附則

この改正規程は、2009年11月1日より施行する。

附則

この改正規程は、2015年3月12日より施行する。

附則

この改正規程は、2019年4月1日より施行する。

附則

この改正規程は、2023（令和5）年4月1日より施行する。